

傷病手当金について、最近よくあるお問合せにお答えします

支給要件

組合員が公務によらない病気や負傷の療養のため引き続き3日を超えて勤務することができなくなり、そのために報酬（給与等）が減額されたとき

※退職後は支給要件が異なります。

療養のため報酬（給与等）が減らされたときに傷病手当金が請求できるんだね



よくあるお問合せ

Q1 新型コロナウイルスに感染しました。傷病手当金の支給対象になりますか？

A1 傷病手当金の支給要件は、傷病の種類ではありません。**新型コロナウイルスに感染し療養のため出勤できなくなり、報酬（給与等）が減額された場合は支給対象となります。しかし、報酬（給与等）が減額されない場合は傷病手当金の支給対象にはなりません。**



新型コロナウイルスに感染しても、報酬（給与等）が減額されないと支給対象じゃないんだね

Q2 臨時的任用（産休・育休代替）教職員で、現在病気休暇を取得しもうすぐ90日になります。病気休暇91日目から無給になると聞いていますが、支給の対象となりますか？

A2 東京都の教職員の場合は、臨時的任用（産休・育休代替）教職員および条件付き採用期間中の職員は病気休暇90日の後に病気休職制度はなく、無給の病気休暇となります。この場合は、病気休暇が無給となったタイミングから支給開始となる方が多いです。詳細は所属所から提出される書類で確認します（事前審査）。まずは所属所に相談してください。

Q3 10月から組合員になった会計年度任用職員です。病気休暇などの制度がありません。支給の対象となりますか？

A3 病気休暇・病気休職の制度がなく療養のために出勤できない初日から無給となる場合は、引き続き3日を超えた4日目から支給対象となります。詳細は所属所から提出される書類で確認します（事前審査）。会計年度任用職員の方の休暇制度は雇用条件によりさまざまですので、まずは所属所に相談してください。

請求方法

所属所から
事前審査書類提出

事前審査

事前審査後
請求書の作成・提出

※傷病手当金の詳細については、「福利厚生ハンドブック（令和4年度保存版）」P33～34も参照してください。



傷病手当金を請求するには、まずは所属所（学校）に相談しよう

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827